

磐田卓球協会規則

昭和58年 4月 1日制定

平成 7年 4月 1日改定

平成17年 4月 1日改定

平成30年 4月 1日改定

令和 2年 4月 1日改定

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は磐田卓球協会という。
- 第 2 条 本会は事務所を会長指定の場所に置く。
- 第 3 条 本会は磐田市及びその周辺地域における卓球の普及発達及びその統一を図り、体力の増進・運動精神の涵養を資することを目的とする。
- 第 4 条 本会は磐田市卓球会を代表して、静岡県卓球協会に対し交渉権を有するアマチュアスポーツ団体である。

第2章 事 業

- 第 5 条 本会は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 磐田市及びその周辺地域を代表して、静岡県卓球協会に加盟すること。
 2. 静岡県卓球協会主催主管の各種大会に磐田市代表選手を送ること。
 3. 磐田市の各種卓球大会を主催主管すること。
 4. 近市町村の卓球連盟・協会と提携し、卓球の向上発展及び相互の連絡融和を図ること。
 5. 磐田市卓球会を代表して、磐田市スポーツ協会に加盟すること。
 6. 卓球に関する研究及び指導を行い、また講習会等を開催すること。
 7. 卓球に関する各種の調査統計資料を作成すること。
 8. 卓球に関する参考文献を蒐集すること。
 9. その他本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組 織

- 第 6 条 本会は磐田市及びその周辺地域の企業、クラブチーム、高等学校、中学校、スポーツ少年団等団体と個人の加盟を以って組織する。

第4章 機 関

- 第 7 条 本会に次の機関をおく。
- 役員会
- 理事会

- 第 8 条 役員会は会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局長を以って構成する。会議は会長が招集しその議長にあたる。
- 二 会長は次の場合、役員を招集する。
1. 会長が必要と認めたとき。
 2. 役員総数の3分の1以上から要求があったとき。
- 第 9 条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び理事を以って構成する。会議は会長が招集し、その議長にあたる。
- 二 会長は次の場合、理事を招集する。
1. 会長が必要と認めたとき。
 2. 理事総数の3分の1以上から要求があったとき。
- 第 10 条 理事が止むを得ない理由で役員会・理事会に出席できないときは、その代理人によって議決権を行使することができる。
- 二 前項の代理人は、その代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 三 役員会・理事会は理事総数の2分の1以上の出席がなければ成立しない。但し、欠席者の委任状は認める。
- 四 役員会・理事会の議事は出席理事の過半数の議決による。可否同数のときは議長が決する。但し、第12条第1号については、出席理事の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 第 11 条 役員会はこの規則で定めるもののほか、次の事項を決める。
1. 理事会に付議すべき事項
 2. 理事会の議決した事項の執行に関する事項
 3. その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 第 12 条 理事会は次のことを決める。
1. 規約の決定及び改正
 2. 事業計画及び収支予算
 3. 事業報告及び収支決算
 4. 役員を選任
 5. その他重要な事項
- 第 13 条 本会は会務遂行のため必要に応じて委員会を設けることができる。
- 二 委員の設置及び権限は理事会で定める。

第5章 役員

第 14 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副 理 事 長	若干名
事 務 局 長	1名

理 事 35名 以内(名誉会長、顧問、参与は除く)

会計監査員 1名

第 15 条

役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は本会の会務を統轄し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事長は会長及び副会長を補佐して、会務を掌握する。
4. 副理事長は理事長を補佐する。
5. 理事は理事会を構成し、本会運営のための重要事項を審議決定する。
6. 会計監査員は会計を監査し、理事会に報告する。

第 16 条

役員選任は次のとおりとする。

1. 会長は理事会で推挙する。協議によって推挙し難いときは選挙による。選挙に関する規定は別にこれを定める。
2. 副会長、理事長、副理事長は理事会の同意を経て、理事の中から会長が委嘱する。
3. 事務局長は理事会より選出された者及び会長が推薦した者を理事会の同意を得て会長が委嘱する。
4. 会計監査員は理事会を経て、会長が委嘱する。

第 17 条

本会に名誉会長をおくことができる。

名誉会長は理事会の同意を得て推薦する。

第 18 条

本会に顧問、参与をおくことができる。

顧問、参与は重要な会務に関し、会長の諮問に応ずる。

顧問、参与は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

第 19 条

役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

役員(名誉会長は除く)は、任期が満了してもその後任者が就任するまでは、なおその職を行う。補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 計

第 20 条

本会の経費は会費及び寄附金その他の収入を以って充てる。

第 21 条

会員は、本会の運営に要する会費を納入しなければならない。

二 前項の会費については別にこれを定める。

第 22 条

一旦納入した会費は返還しない。

第 23 条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

附 則

第 24 条

本規則は、令和2年4月1日から改正施行する。